埋蔵文化財発掘届出の提出について

橿原市教育委員会 文化財課

※印のついた各書式は文化財課

窓口もしくは橿原市ホームページ

から入手できます。

橿原市内で建築・擁壁・盛土・切土等の土木行為を行なう場所が埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に入っている場合、文化財保護法第93条第1項の規定による以下の諸手続きが必要となります。

①「埋蔵文化財発掘届出書」提出

周知の遺跡内で土木行為を行おうとする場合は、「埋蔵文化財発掘の届出書」を工事に着手する<u>60日前</u>までに、**県知事宛て**に届出なければなりません。(届出の提出先は、橿原市文化財課です。)

必要書類 ※埋蔵文化財発掘の届出書

※土地所有者の承諾書(申請者と土地所有者が異なる場合のみ)

※委任状(代理人を立てる場合)下記参照

- ・付近見取図(縮尺 2,500 分の1程度)(住宅地図程度)
- ·配置図(建物等配置図)
- ・平面図(現況図、土地利用計画図、給排水図等一式)
- ・敷地断面図(現況及び計画)
- · 基礎伏平面図 · 断面図
- ·各種図面(擁壁等平面·断面図、浄化槽図面等一式)

以上の書類を藤原宮跡・藤原京跡は4部、それ以外の遺跡は3部提出してください。

委任状

届出者に代わり代理人が届出提出等諸手続を行う場合、委任状が必要となります。下記、 委任内容から代理人に委任する権限を選び明記して下さい。明記されていない権限について は、届出者本人を権限者とします。

該当する委任権限(下記参照)を記入のうえ、上記、必要書類部数と同部数提出して下さい。

【下記、全ての権限が委任されている場合】

・一切の権限

【具体的に権限が委任されている場合】

委任

内

容

・届出の提出

・県文化財保存課通知文の受領

・届出の一部訂正及び一部変更願い等の提出

・県文化財保存課通知に関する取扱いについての協議

(調査機関と施工業者間との連絡調整含む)

・本調査の際の事前協議(日程・経費等)

②提出についての通知(回答)

届出提出後、県文化財保存課からの通知(回答)が届出者(代理人)宛に橿原市文化財課から届きます。通知の内容は慎重工事や工事立会、発掘調査(試掘調査を含む)がありますので、その内容に従い、具体的な取扱いについて文化財課と協議して下さい。

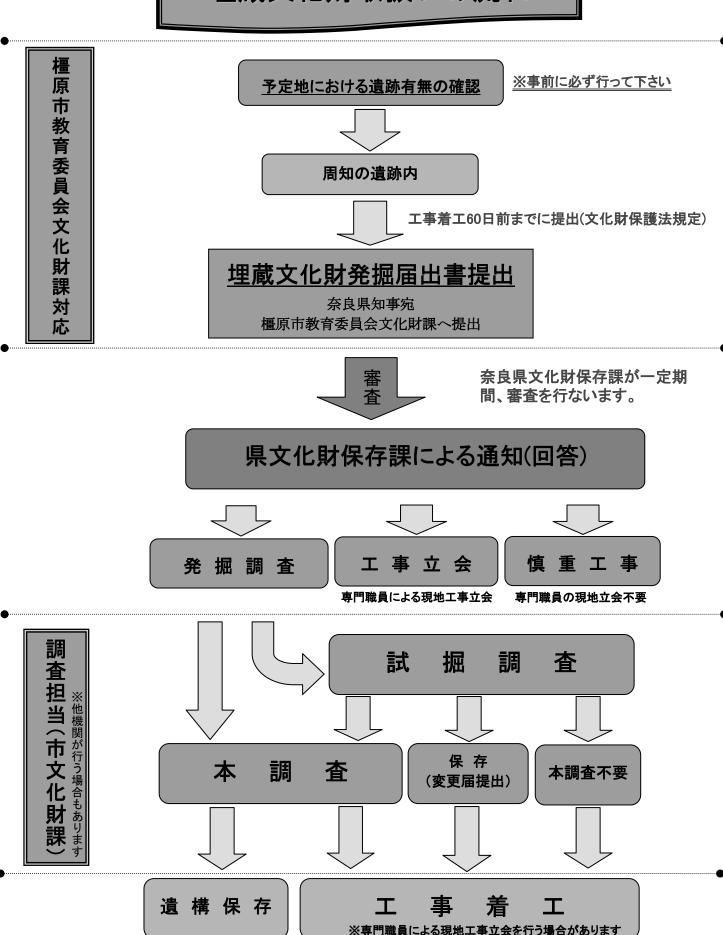
◆問い合わせ先◆ 〒634-0826 奈良県橿原市川西町 858-1 橿原市教育委員会 生涯学習部 文化財課 TEL 直通 0744-47-1315

代表 0744-22-4001

FAX 0744-26-1114

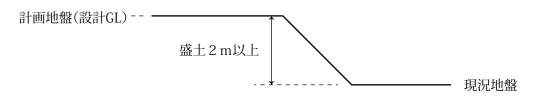
Eメール: bunkazai@city. kashihara. nara. jp

埋蔵文化財取扱いの流れ

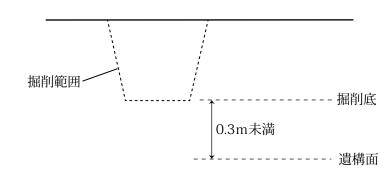


発掘調査が必要となる判断基準

1.「おおむね2m以上」の盛土を行う場合。



2. 掘削等により保護層(遺構面上面より厚さ0.3 m以上)が確保できない場合。



- 3. 基礎杭打設等により遺構の一部が損傷を受ける場合。(建築面積150㎡以上)
- (ア)損傷を受ける埋蔵文化財の面積の合計が50㎡以上
- (イ)損傷を受ける埋蔵文化財の面積の合計が建築面積の5%以上
- (ウ)個々の基礎杭の最大幅或いは最大径が1m以上で連続的に打設

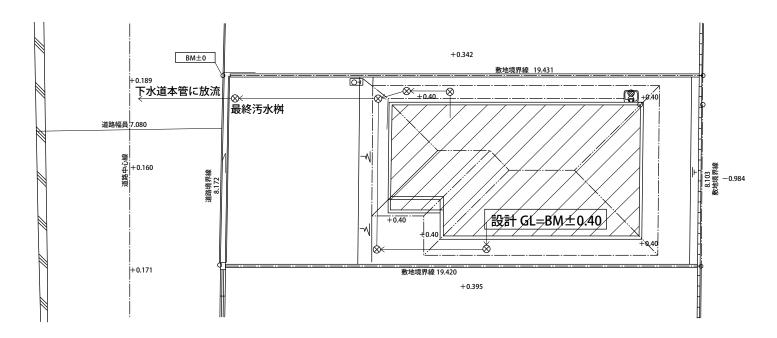


※杭の連続的打設にあたるかどうかは、事前に確認が必要です。

※ただし、上記1~3(ア~ウ)の全ての要件に該当しない場合、発掘調査は不要。

配置図の見本

【公共下水道の場合】



【浄化槽の場合】

